

2022年 5月 27日
受付

ご 回 答

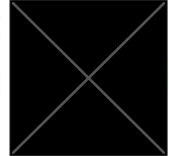
令和4年5月10日

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき 御中

長崎県佐世保市陣の内町949-9

公益財団法人 早岐霊苑

代表理事 柚木 明



拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴法人から受領した令和4年3月1日付ご連絡に対し、以下のとおりご回答いたします。

1 許可を得ない墓石のリフォーム等を禁ずる条項について

上記ご連絡の趣旨を踏まえ、当法人では、以下のとおり条項を修正することといたしましたので、お知らせいたします。

「墓石のリフォーム・法名彫刻などの作業は、墓地使用者が個人で行ってはならず、墓石業者に依頼して行わなければならない。この場合、使用者は、霊苑管理事務所に事前に申入れをして、許可を得なければならない。ただし、霊苑は、許可の申入れに係る墓石業者が、霊苑全体の風土に見合った墓石作業の技能を有すると判断することができる場合には、原則としてこれを許可するものとする」

2 都度規定は変更するとの条項について

上記ご連絡の趣旨を踏まえ、当法人では、以下のとおり条項を修正することといたしましたので、お知らせいたします。

「民法584条の4に基づき規定の変更をすることがあり得る」

当法人からの回答は以上のとおりですので、ご査収ください。

敬具